

平成20年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

平成20年12月8日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成20年12月 8日

12日間

至 平成20年12月19日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願の委員会付託

第 6 同意第 5号 教育委員会委員の任命について

第 7 同意第 6号 教育委員会委員の任命について

第 8 同意第 7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 9 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

第10 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について

第11 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について

第12 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について

第13 議案第79号 京丹波町病院事業条例の制定について

第14 議案第80号 京丹波町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第81号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第82号 京丹波町国民健康保険診療所及び歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第83号 平成20年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）

第18 議案第84号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第19 議案第85号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）

第20 議案第86号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第21 議案第87号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）

第22 議案第88号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）

第23 発委第11号 農林水産試験研究機関のあり方（案）に関する意見書

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（15名）

- 2番 坂本美智代君
- 3番 山内武夫君
- 4番 畠中勉君
- 5番 今西孝司君
- 6番 東まさ子君
- 7番 小田耕治君
- 8番 横山勲君
- 9番 西山和樹君
- 10番 山田均君
- 11番 室田隆一郎君
- 12番 篠塚信太郎君
- 13番 吉田忍君
- 14番 野口久之君
- 15番 野間和幸君
- 16番 岡本勇君

4 欠席議員（1名）

- 1番 藤田正夫君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

- 町長 松原茂樹君
- 副町長 上田正君

教 育 長	寺 井 行 雄 君
会 計 管 理 者	藤 田 義 幸 君
参 事	田 端 耕 喜 君
瑞 穂 支 所 長	久 木 寿 一 君
和 知 支 所 長	藤 田 真 君
総 務 課 長	谷 俊 明 君
監 理 課 長	山 田 洋 之 君
企 画 情 報 課 長	岩 崎 弘 一 君
税 務 課 長	岩 田 恵 一 君
住 民 課 長	伴 田 邦 雄 君
保 健 福 祉 課 長	堂 本 光 浩 君
子 育 て 支 援 課 長	山 田 由 美 子 君
地 域 医 療 課 長	下 伊 豆 か お り 君
産 業 振 興 課 長	山 田 進 君
土 木 建 築 課 長	松 村 康 弘 君
水 道 課 長	中 尾 達 也 君
教 育 次 長	野 間 広 和 君
監 査 委 員	人 見 亮 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	石 田 武 史

開議 午前 9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さんおはようございます。

師走に入り、何かと慌ただしい今日このごろでございます。議員の皆様には、ますますご
壮健でご活躍のこととお喜び申し上げます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成20年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番議員・山内武夫君、4番議
員・畠中 勉君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの12日間といたしたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月19日までの12日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配布の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今期定例会に町長から提出されています案件は、同意第5号のほか16件であります。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

閉会中の12月3日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議をされま
した。

産業建設常任委員会の所管の事務調査のため、11月25日、26日に島根県美郷町と出

雲市で視察研修が実施されました。

また、4日には産業建設常任委員会を開催し、所管の事務調査をされました。

本定例会までに受理した陳情等をお手元に配布しております。

また、京丹波町監査委員より例月現金出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。

藤田正夫議員から12月定例会会期中、入院加療のため欠席する旨の届けを受理しております。

本日、会議終了後に全員協議会、引き続き議会広報特別委員会が開催されます。お疲れのところご苦労さんですがよろしく願いいたします。

本定例会に瑞穂ケーブルテレビのビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第 4、行政報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、行政報告を行います。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

師走を迎えまして、何かと慌ただしい昨今でございます。本日ここに、平成20年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多忙の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平成20年も残すところわずかとなりましたが、各位には円滑な行政推進にご支援ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

11月中旬から12会場で行いました町政懇談会は、水道、下水道料金の統一、情報基盤の整備、瑞穂地区における小学校の統合、瑞穂病院と和知診療所のあり方など、町の課題や方向性について報告させていただきました。

合併して3年が経過いたしました。報告させていただきました案件は、どれをも町民の皆様のご理解とご協力、そして信頼の上に進めていくことが最も重要であると考えております。また、それぞれ地域の実情に即したご質問や要望もあり、一定整理をさせていただいた上で、行政として取り組むべき姿勢を明らかにさせていただきたいと思っております。議員各位の一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、9月中旬以降、世界の金融市場は100年に一度と言われる混乱に陥り、金融機関

の破綻が相次ぎ、株価急落に示されるように、金融危機による世界的な景気後退が一層強まっております。外需に依存する日本経済もそのあおりを受け、報道される見出しは新車販売27%減、新規採用者の内定取り消し、派遣社員や非正規労働者の解雇など総じて明るさが見えないのが残念であります。内需拡大のため、身近な分野では定額給付金の支給や高速道路料金の引き下げ、住宅ローン減税などを柱に5兆円規模の生活対策が示されたものの、実現には至っておりません。

このような中、去る11月26日に行われた市町村長大会では、平成の合併により2,500余りあった市町村は1,000にまで急減しました。少子高齢化や人口流出に加え、三位一体改革によるわずかな税源移譲と5兆円を超える地方交付税の削減により、地域の将来を不安視し合併せざるを得なかった町村は少なくないと思われまます。この間、都市と農村との地域間格差は拡大し、税源が少なく自主財源に乏しい町村は、かつてない財政苦境に追い込まれております。

このような危機的な状況を打破し、町村自治の可能性を切り開いていくためには地域特性や資源を生かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域社会を実現していかなければなりません。そのためには自立的な財政運営が行われるよう地方交付税をはじめとする必要な財源が確保されることが何よりも重要であり、今後町村が自主的、主体的にさまざまな施策を展開し得るよう、地方交付税総額の復元をはじめ税源移譲等偏在性の少ない地方税体系の構築、現行の特別措置法が失効する平成22年4月以降においても引き続き、総合的な過疎対策を自立強化するため新たな過疎対策法を制定すること。危機的な状況にある農林漁業の再生と食料自給率の向上の推進、少子高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策の強力な推進、町村の道路財源充実・強化のため、道路特定財源の現行税率の堅持と地方への配分比率の拡充などに特段の措置が講じられるよう強く求めたところであります。

ここに来て12月3日に閣議決定された来年度国の予算編成方針では、これまでの社会保障費の伸びの抑制や公共事業の削減など景気回復を優先する財政主導へと方針転換が報じられております。このことは来年度の地方財政計画にも大きく影響するものでありますが、国と地方がお互いの信頼関係の中で、国・地方を通じた景気対策、財政再建、地方自治の確立が議論され、実情に配慮した地方税財源の確保が図られるよう強く願うものであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 行政報告を終わります。

《日程第 5、請願の委員会付託》

○議長（岡本 勇君） 今期定例会、本日までに受理した請願は、お手元に配布の請願文書表のとおりです。

請願第2号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

請願第3号は、福祉厚生常任委員会に付託いたします。

《日程第6、同意第5号 教育委員会委員の任命について及び日程第7、同意第6号 教育委員会委員の任命について》

○議長（岡本 勇君） 日程第6、同意第5号と日程第7、同意第6号の教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第5号及び第6号の教育委員会委員の任命についてであります。合併直後の12月議会で任命の同意をいただきました水嶋正治委員の任期が合併特例により、今年11日に3年の任期満了となります。

水嶋委員には、平成15年10月から瑞穂町教育委員会、11月からは教育長として、また引き続き京丹波町教育委員長として教育行政の推進にご尽力いただいております。このたびの任期満了につきましても引き続きお力添えをお願い申し上げましたが、健康上の理由もあり、この任期満了を区切りとして新たな委員のもとで、さらなる教育行政の進展を図っていただきたいとのご意思が固く、これを尊重させていただきます。

合併後における教育行政のさまざまな調整事項や教育環境の整備・発展に格別のご尽力をいただきましたことに心より感謝申し上げる次第であります。

新たに選任する教育委員として、さきの議会臨時会で議決いただきました定数増や保護者からの選任を踏まえ、次の方々を任命することについて同意をお願いするものであります。

お一人は、京丹波町質美にお住まいの大西弘二氏を任命することをお願いしております。

大西氏は、昭和48年4月に京都府公立小学校教員に採用され、本年3月、三ノ宮小学校長を最後に退職されるまで35年間にわたる豊富な教職経験をお持ちであり、現在も南丹市教育委員会学校教育指導主事としてご活躍されております。人格、識見とも高く、広く社会の実情にも精通され、加えて温厚、誠実な人柄から多くの人々の信頼も厚く、今日的な教育

課題に適切に対応いただけるものと存じております。

次に、新たに保護者から選任する委員として、京丹波町市場にお住まいの梅原千里さんの任命についてお願いするものであります。

梅原さんは現在、小・中・高校に在学のお子さんをお持ちの保護者であり、本町のわちエンジェル養護担当として週に3日勤務いただいております。小学校PTAや保護者会活動に積極的に参画されるとともに、現在も和知小学校地域支援本部役員や読み聞かせボランティアサークルの代表として、公私ともに教育や子育て支援にかかわりをお持ちであり、保護者の視点や女性の立場からも今日的な教育課題に適切に対応いただけるものと存じております。

以上、同意案件2件の提案説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長に求めます。

谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、同意第5号並びに同意第6号の補足説明をさせていただきますが、町長より詳しく提案理由の説明がございましたので、議案を朗読させていただきます。説明にかえさせていただきますと思います。

同意第5号 教育委員会委員の任命について 下記のことを京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町質美大西25番地 氏名 大西弘二 昭和22年9月27日生まれ 平成20年12月8日提出 京丹波町長 松原茂樹

なお、大西氏の略歴等については裏面のとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

続きまして、同意第6号 教育委員会委員の任命について、下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町市場前橋65番地 氏名 梅原千里 昭和42年1月3日生 平成20年12月8日提出 京丹波町長 松原茂樹

なお、梅原氏の略歴等につきましても裏面のとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより同意第5号の質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねしたいんですが、実は、提案になっております第5号につきましては、現水嶋さんの後任ということですが、一つ、任期は、大西さんの場合は一応これまで若干、合併特例ということですらしてというふうになっておったと思うんですけども、今回からは、いわゆる任期というのが同じことになるのか、ちょっと改めてお伺いします。

それから、大西さんの場合に南丹市の教育委員会に教育指導主事という現職なんですけれども、京丹波町とは違いますので直接教育委員会との関係というのはないとは思いますが、特にその辺については当然毎日勤務されておると思うんですが、今回こういう形で教育委員ということになりますと、当然教育委員会が開かれた場合には出席してもらおうというふうになるんですが、こういう場合にいわゆる公職といいますか、教育委員が優先されるということになるのかどうか。当然そういうことかもしれません。現時点でこういう仕事をされておるという関係では、そういう当然欠席ということになるわけでございますから、その辺のことについては特に問題はないのかどうか、その辺ちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 任期につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の本則の4年ということでございます。

それから、現在、おっしゃるように南丹市の教育委員会の方に指導主事として週に4日勤務されておるというふうに伺っております。私どももこの任命にお願いにありましたときも、そういったことが一番懸念を本人さんもされておったところでございますが、南丹市の教育委員会の教育長さんともお出合いをさせていただく中で、本町の教育委員としての職務を優先していただくということでの話もいただきまして、できるだけ当然調整をしながら進めていくことはあろうかと思えますけれども、双方に支障が出ないように活動をしていただるように要請を進めていきたいということでございます。

なお、大西氏の南丹市としての任期は来年の一応3月31日までということで伺っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより同意第5号を採決いたします。

この表決は起立により行います。

同意第5号 教育委員会委員の任命について、現案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、同意第5号は、原案のとおり同意されました。

次に、同意第6号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) あわせて梅原さんのことにつきましてもお尋ねしておきたいと思いますが、一つは、京丹波町の臨時職員ということで週に何回かの勤務をされておるといことなんですが、臨時職員といえども当然町の職員でございますので、職員がこういう公職につくということについて本人というよりもその立場上、問題はないということなのか。できればやっぱり避けるということが望ましいということではないかと思うんですけども、その辺のちょっと見解といいますか、考え方を伺っておきたいと思います。

それからもう一点なんですが、この梅原さんについても任期4年ということになれば、同じときに任期切れということになるんですが、これまでずれてきたという経過があるんですが、その点についての考え方というのは特に問題ないというふうに考えておられるのか。

それからもう一点は、この教育委員の場合に、先ほどの大西さんも同じですが、この任命をする場合に京都府へとかそういう国とかいう形での報告とか承認とかいうのは、今は必要ないということなのか。任期がこれ迫っておるという関連から、もう少し早く任命をして、そういう届けとか承認とか、そういうものは必要ないのかどうか。その辺だけ、あわせて伺っておきます。

○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。

○総務課長(谷 俊明君) おっしゃられるように、確かに私どもの臨時職員としてお世話になっておるところでございますが、この大もとの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の縛りは受けないというふうに理解をしておりますし、客観的なそういう事実があるということでご理解を賜りたいというふうに思います。

それから任期の関係でございますが、全部で6人の教育委員さんになるということでございますので、任期を同時にする方が発生するということはやむを得ないのではないかとこのように思っております。

それから、承認行為等が必要なのかということについては、これは特にそういう法令の縛

りはないということでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいんですが、今回提案になっておりますこの梅原さんの場合には臨時の職員ということで、権限は町長にあるわけでございますが、その方がこの教育委員ということになると、教育委員会のやっぱり行政と属したものであるし、また、それなりの大きな役割を担っているということになると、その辺の関係ですね。やはりそういう職員という枠を外れて、やっぱりやっていただかんと、教育委員としての本来の任務を果たせへんということになるんですが、それについて考え方なり今後、その委員について仕事をしてもらおうということになるわけでございます。いろんな課題が出てくる場合、やはりその教育委員としての立場で発言したり、やっていただかんとということになります。この辺について、ちょっと町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今回、先般の臨時会で増員をお願いいたしましたわけでございますが、特に、新たに保護者の中から選任をといる、委員として梅原さんをお願いをさせていただいているところでございます。先ほども説明をさせていただきましたように、非常に梅原さんにおかれては、臨時職員ということもあるわけでございますが、一方で非常に保護者としてそれぞれPTA活動でございますとか、さまざまな保護者としての活動を積極的にされているということでありますので、私どもが期待をいたしております部分は十分教育委員としてご活躍をいただけるのではないかとこのように思っています。

そうした中で臨時職員として、一方では行政の一端を担うという立場でどうかということであろうかというふうに思いますが、私は、この辺は十分ご本人が理解をいただいて、保護者としての立場で教育行政に携わっていただけるものだということふうに思っておりますし、また、私どもからいろんな発言、あるいは考え方等について、いろんな形での意向を伝えるという考え方は持たないようにしたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 当然そういうことは原則ですので、やってはならないというふうに思いますので、申し上げておきたいと思います。

それから教育長に1点お尋ねしておきたいと思うんですが、今回任命された大西さんと今回の梅原さん、それぞれ仕事を週に何回、3日とか4日にしろついておられるということなんですが、教育委員会の開催のことなんですが、通常、夜ということでなしに昼間にやられておると思うんですけれども、その調整という問題ももちろんあると思うんですけれども、

やはり開かれた教育委員会という意味からも夜の開催とか、そういうこともやっぱり取り組んでこの際、出席していただきやすいし、また、町民がその場に傍聴も行けると、そういう取り組みをこの際すべきではないかと思うんですが、その辺のちょっと考え方について伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 寺井教育長。

○教育長（寺井行雄君） 今のお話でございますが、仕事をお持ちの方に今回お願いをしようとするわけでございますが、先ほどもありましたように日程調整をしながら定期的な教育委員会の会議も開いていただくという方向で考えております。今お話のように夜の会議も考えてはどうかということでございますが、この件につきましても調整をする中で、どうしても昼間できないというような場合も出てまいりますので、そうしたあたりも鑑みながら検討していきたいと思っております。ただ、現在、昼間に主に午前中に開催をしておるわけでございますが、開かれた教育委員会ということで傍聴にも来ていただいている方もございますので、そうした意味で夜の方にも傍聴がしてもらいやすいのではないかということのお話だったと思いますが、総体的に考えまして委員全員出席というのが原則でございますので、日程調整をさせてもらいながら、時にはそういったことも開催をさせていただきたい、協議をしながら進めていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより同意第6号を採決いたします。

この表決は起立により行います。

同意第6号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 8、同意第 7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について～

日程第22、議案第88号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第8、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任

についてから、日程第22、議案第88号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、これより、日程第8、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第22、議案第88号 平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは引き続き、提案理由の説明を申し上げます。

同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、上田公美委員の任期が、この12月25日に任期満了となります。

上田委員は、平成15年から瑞穂町固定資産評価審査委員会委員を1期務められ、その経験をもとに引き続き、京丹波町の委員としてご尽力いただいてまいりましたが、今回の任期満了を区切りとして退任のご意志が固く、これを尊重させていただきました。委員として適切に職務に精励いただきましたことに心より感謝申し上げます。

後任の委員には、京丹波町質美にお住まいの林勝治氏を選任することについて、同意をお願いしております。林氏は人格・識見ともに高く、長く金融機関に勤務されたご経験から、土地や家屋の資産関係にも精通されており、職務を適切に務めていただけるものと存じております。

諮問第3号から第6号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。引き続き、野口正利委員、原澤淑子委員、西田光子委員を推薦いたしたくお願いしております。

また、今回の任期をもって退任される西野一志委員の後任として、新たに京丹波町大朴にお住まいの友金一郎氏の推薦についてお伺いするものであります。

皆さんそれぞれに広く社会の実情に精通され、信望が厚く、人権について深いご理解と認識のもとに、職務を適切に務めていただける適任者であると存じております。

次に、議案第79号 京丹波町病院事業条例の制定につきましては、医師の確保や経営の改善など厳しい課題対応が求められる病院事業であります。さらに町民の皆さんから信頼され、親しまれる病院を目指し、瑞穂病院の名称変更を行うとともに質美診療所の附属化による一体的な運営体系を築き、名実ともに京丹波町の中核病院として、また、保健・福祉・

介護等の連携の拠点として果たすべき任務や管理運営のあり方について定めるものであります。

議案第80号 京丹波町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定につきましては、人事院規則の一部改正に伴う本条例中の引用条項を改めるもの。

議案第81号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、産科医療補償制度の創設を踏まえた健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額について改正するもの。

議案第82号 京丹波町国民健康保険診療所及び歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、質美診療所を病院附属診療所へ移行すること及び町立医療施設の一体性の観点から、診療所名の統一を図るものであります。

次に、議案第83号 平成20年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）では、補正前の額104億4,890万円から1億510万円を減額し、補正後の額を103億4,380万円とすることをお願いしております。

今回の補正予算につきましては、平成20年度も8カ月が経過し、事業の完了や経費の確定、進捗状況等精査を加える中で、新たな財政需要を勘案しつつ編成したものであります。

主な補正につきましては、障害者福祉費において、補装具の給付やサービス利用者増に伴う障害者自立支援事業に1,629万2,000円、同じく利用者等の増加による地域生活支援事業に355万4,000円を追加いたしております。

農林業費では、ケーブルテレビ拡張整備事業の入札減等により、1億2,434万9,000円を減額しております。また、そばの品質管理を促進するため色彩選別機の購入助成に168万円、有害鳥獣補助事業に現状の推移から520万円の追加を計上しております。

土木費では、道路維持修繕、交通安全施設工事等に727万1,000円を追加したほか、道路新設改良事業やダム関連対策事業など、事業の進捗による精査を行ったものであります。

消防費では、国の補正予算に計上された緊急安心実現総合対策事業を活用した住宅用火災警報機購入事業助成に3,507万6,000円を計上いたしました。消防法の改正により、平成23年6月末までに住宅における警報機の設置が義務化されましたが、本町における設置率の推計では約10%程度となっております。また、消防庁の住宅火災100軒当たりの死者数を見ても、設置なしでは7.6人に対し、設置済みでは2.9人と約3分の1の統計となっております。高齢化が進む本町にあって、火災から住宅、住民の生命と財産を守り、安心・安全を担保する施策として全戸に設置されるよう促進してまいりたいと存じます。

教育費では、児童の安心・安全対策である下山小学校耐震化改修工事が完了し、精査によ

る不用額等1,924万9,000円を減額するとともに、他会計への繰出金では、財源や執行状況に応じ、所要の補正を行ったところであります。

また、歳入といたしましては、国庫、府支出金等、関連する特定財源の精査、調整を行うとともに、一般財源では道路特定財源暫定税率失効期間中の減収補てん措置として、新たに設けられた地方税等減収補てん臨時交付金に340万1,000円、関連する普通交付税の特例措置による増額分451万2,000円を追加計上したほか、ふるさと応援寄附金として4件、17万円のご寄附があり、さらに問い合わせもあることから20万円を計上したところであります。

次に、議案第84号 平成20年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、質美診療所勘定では、補正前の額1,794万円に194万3,000円を追加し、補正後の額を1,988万3,000円に、和知診療所勘定では、補正前の額3億5,610万1,000円に307万3,000円を追加し、補正後の額を3億5,917万4,000円に、和知歯科診療所勘定では、補正前の額7,102万5,000円から10万4,000円を減額し、補正後の額を7,092万1,000円とすることをお願いしております。和知診療所内におけるナースコールに連動したコードレス電話の設置など、緊急連絡体制の向上を図るとともに、各診療所の施設管理費及び医業費について所要の補正を行うものであります。

議案第85号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額2億4,989万9,000円に1,980万2,000円を追加し、補正後の額を2億6,970万1,000円とすることをお願いしております。保険給付費等の精査を行うとともに、過年度の交付金等や一般会計からの繰入金について精査を行ったものであります。

議案第86号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定の補正前の額15億9,454万3,000円に3,275万1,000円を追加し、補正後の額を16億2,729万4,000円とすることをお願いしております。保険給付費等の精査見込みにより、所要の補正を行うものであります。

議案第87号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額14億2,595万4,000円に453万1,000円を追加し、補正後の額を14億3,048万5,000円とすることをお願いしております。主に、京都縦貫自動車道工事に伴う水道管移設設計委託費や昨年の贈収賄事件で判明した工事遅延分に係る国庫補助金返還金等を計上しております。

議案第88号 20京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額1億1,781万6,000円に16万7,000円を追加し、補正後の額を1億1,798万3,000円とすることをお願いしております。主に、嘱託職員人件費の精査とともに、バス管理経費及び丹波事業所の職員休憩所を設置するための経費を計上しております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

細部にわたりましては、所管する担当課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議いただきまして原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、公平委員会委員の選任案件につきまして、追加提案させていただきたく調整中であり、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

議案の説明は、日程順にお願いいたします。

岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） それでは、私からは同意7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

ただいま町長から提案理由の説明がありましたように、上田公美委員の任期がこの12月25日に任期満了となりまして、引き続き、お世話になりたくお願いを申し上げたところでございますが、ご本人様より、瑞穂町時代から2期5年経過したという中で、新しい人材による固定資産評価に対する考え方の創出などが必要との思いを語られまして、今回で退任したい旨のご意志が固く、やむなくご本人のご意思を尊重させていただいたところでございます。

これを受けまして後任の委員には、質美にお住まいの林勝治氏を選任することについて同意をお願いするものでございます。林氏の職歴につきましては裏面に掲載をさせていただいておりますが、少し振り仮名が振っておりませんので読みにくいかと思いますが、昭和41年の4月から45年の4月までお務めになったのは、外に難しい「與」という字を書くんですけども、「とのよ」と読みます。外與株式会社を皮切りに、平成14年10月まで綾部信用金庫にお務めということでございまして、主な公的職歴については、ここに掲載させていただいたとおりでございますし、また、地元の区長等も歴任をされております。

林氏は今申し上げましたように、瑞穂、和知両支店をはじめとして、長きにわたり金融機関にお務めになりまして、本町の土地建物などの資産関係にも精通され、豊富な知識と経験をお持ちでございます。また、地元区長や土地改良区監事などの要職にもつかれ、人望も厚

い方でございます。上田氏の後任として幅広い見識の中で、職務の遂行におきまして適任と考えているところでございますので、何とぞご同意いただきますようお願い申し上げます、私の方から補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長

○企画情報課長（岩崎弘一君） 私の方からは、人権擁護委員候補者の推薦につきまして補足説明をさせていただきます。

町長より説明がございましたが、関連しております諮問第3号から諮問第6号につきまして説明をさせていただきます。

現在、京丹波町では、11名の人権擁護委員さんにご活躍をいただいております。このうち今回は、4名の委員さんの任期が本年度末をもって満了となりますことから、うち3名の方を再推薦いたし、1名の方を新たに推薦いたしたくご意見を求めるものでございます。

まず、諮問第3号にて、再任候補者として推薦させていただきたい野口正利さんは、京丹波町豊田山内36番地にお住まいで、昭和25年11月3日にお生まれの方でございます。公的職歴にも掲載をさせていただいておりますとおり、現在、3期9年目の人権擁護委員として、子供や高齢者をはじめ、さまざまな人権課題にかかわられ、長きにわたりご活躍をいただいております。

続きまして、諮問第4号にて、再任候補者として推薦させていただきたい原澤淑子さんは、京丹波町高岡前川24番地2にお住まいで、昭和18年10月8日にお生まれの方でございます。現在、1期3年目の人権擁護委員として、園部人権擁護委員協議会常務委員としてもご活躍をいただいております。

続きまして、諮問第5号にて、再任候補者として推薦させていただきたい西田光子さんは、京丹波町下大久保ダン20番地にお住まいで、昭和23年1月2日にお生まれの方でございます。現在、1期3年目の人権擁護委員として、園部人権擁護委員協議会常務理事、京都府人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員としてもご活躍をいただいております。

再任候補者として推薦させていただきたい3名の方々は、それぞれ高い見識と地域住民の信頼、信望が厚く、人権擁護委員候補者として最適であると判断させていただき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第6号につきましては、現在まで1期3年間にわたりご活躍をいただいております京丹波町井脇の西野一志さんの後任として、友金一郎さんを推薦いたしたく、ご意見をお聞かせ願うものでございます。推薦させていただきたい友金一郎さんは、京丹波町大朴東道ノ下4番地にお住まいで、昭和25年1月27日にお生まれの方でございます。高

い見識をお持ちの方で、町消防団長を長く務められるなど人望も厚く、今日までの豊富なご経験を生かされ、積極的に活動いただける適任者であると確信をしております。つきましては、人権擁護委員候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会のご意見を求めるものでございます。よろしくご審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○下伊豆地域医療課長（下伊豆かおり君） 議案第79号 京丹波町病院事業条例につきまして、先ほど町長から本条例の提案理由について説明があったところでございますので、私からは、本条例の概要について説明を申し上げます。

今まで瑞穂病院の設置及び管理運営につきましては、合併前の条例を引き継ぐ形で、地方自治法の公の施設としての病院を設置するための京丹波町国民健康保険病院の設置及び管理に関する条例によります規定と、その病院を地方公営企業法に基づき運営するための京丹波町病院事業の設置等に関する条例、この2つの条例により設置及び運営を行ってきたところでございます。

しかし、公営企業法第4条の規定は、公の施設の設置及び管理に関する地方自治法第244条の2第1項の特例を定めたものであるため、病院など公の施設としての性格を有する地方公営企業については、地方公営企業法に基づく設置条例を設けることとなり、地方自治法に基づく公の施設の設置及び管理に関する条例は設ける必要がないとされております。このことから今回、そのあたりの整理も行いまして、病院事業としての病院附属診療所の設置及びその経営・運営等に関して、京丹波町病院事業条例として制定するものでございます。

なお、今までと同様に、病院及び附属診療所は、国民健康保険法の趣旨に基づきまして、一般的な診療の提供のほかに公衆衛生行政機関と連携し、疾病の予防と療養の給付の一体的運営を図るとともに、国民健康保険事業の円滑な実施と健全な運営に貢献すること。また、介護サービスも行い、介護保険事業を円滑に実施することなど、住民の健康保持増進に寄与することを任務としておりますことから、国保直診として、その設置根拠と果たすべき役割については条文の中で明確にしているところでございます。

それでは、その条例の概要について説明申し上げます。

第1条では、国民健康保険法と地方公営企業法に基づき、国保京丹波町病院と附属質美診療所を京丹波町病院事業として設置するため、名称・位置を記載しております。

第2条では、その経営の基本といたしまして、その運営のあり方と病院附属診療所の診療科目、病床数を規定いたしております。なお、診療科目では、現在の状況に合わせまして、

病院では皮膚科、肛門外科を追加し、質美診療所では内科としております。

第3条では、先ほど申しました国民健康保険法の趣旨に基づき、病院附属診療所の任務といたしまして模範的な診療の提供とあわせて果たすべき役割を明記しております。

第4条から第9条につきましては、診療のあり方、使用料手数料などについて、病院等管理運営に関することを規定しております。

次に、第10条から第14条で、地方公営企業法の規定に基づいて条例で定めるべきとされております重要な資産の取得及び処分に関する基準、議会の同意を要する賠償責任の免除の基準、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領の基準など、従来の病院事業の設置等に関する条例で定めておりました事項について定めることとしております。

第15条では、本条例の施行に関しまして、必要な事項を規則で定める旨を規定しております。

附則におきましては、周知期間と必要な届け出手続等の機関を確保するため、本条例の施行日を平成21年4月1日とし、本条例の施行に合わせまして、京丹波町病院事業の設置等に関する条例と京丹波町国民健康保険病院の設置及び管理に関する条例を廃止することとしております。

なお、経過措置といたしまして、旧条例の規定に基づく処分手続等の継続性について、本条例の相当規定によりされたものとみなす旨を規定しておるところでございます。

また、病院附属診療所の名称に関連いたしまして、京丹波町町営バス運行事業条例のバス停の名称を「瑞穂病院前」を「京丹波町病院前」に改め、また、京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の料金を規定しております別表中の施設名称について、整理を行うこととしております。

以上、簡単でございますが、病院事業条例の概要説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 続きまして、議案第80号 京丹波町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

条例案の最後のページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でございます。この下線部分を見ていただきますと独立行政法人国際協力機構法、これの改正前につきましては第13条第1項第3号を引用しておったところでございますが、この国際協力機構法の改正がなされまして、これに伴います人事院規則も改正されたところでございます。したがって、本町の引用しております条項の号の部分の改正ということで、提案をさせていた

だくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） それでは、議案第81号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、健康保険法施行令の改正に伴いまして、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行うものでございますが、概要といたしましては、平成21年1月1日から産科医療補償制度という分娩に関連いたしまして発症いたします重度脳性まひ児に対する無過失補償を行う制度が始まることで、その掛金が出産費用に上乗せをされ、負担が増加するケースが多く見込まれることから、出産育児一時金の支給額を見直すもので、具体的には、現行の35万円にその掛金相当額である3万円を加えた38万円とするものでございます。

新旧対照表をごらんいただきますと、追加する部分に下線を引いておりますが、「ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする」ということになっております。

この施行令36条といたしますのは、出産育児一時金の金額を規定した条文でありまして、これまでは35万円のみの規定であったわけでございますが、この産科医療補償制度の創設によりまして、追加的に必要となる保険契約の費用について、3万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額とするという規定に改正されたところでございまして、この政令改正を受けまして、本条例の改正を行うということでございます。

なお、3万円が上限ということで、3万円以下もあり得る規定となっておりますが、これにつきましては現在、この制度を行う損害保険会社が1社でありまして、その金額が3万円であることから1社独占を想定した規定はできないということで、3万円を上限とした規定とし、現実に加算することとなる3万円の金額につきましては規則で定めることとしております。

なお、この制度の内容につきまして少しご説明を申し上げますと、まず、趣旨につきましては、分娩に係る医療事故のうち、特に脳性まひにつきましては原因の特定が困難で、医事紛争が起りやすいということで、このことも産科医不足の理由の一つとされておりますことから、無過失補償制度の創設によりまして、安心して産科医療が受けられるようにするとともに、訴訟のリスクを抑えることで今後の産科医療体制の確保を図るというものでございます。

次に、補償の内容でございますけれども、補償対象といたしましては出生体重が2,000グラム以上で、かつ、在胎週数33週以上の出産で、障害の程度につきましては身体障害者1級、2級相当の脳性まひということになっております。ただし、出生体重や在胎週数が基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の児については個別審査を行うということとなっております。

また、補償金額については、準備一時金が1回で600万円、補償分割金が年120万円の20年分ということで、合計3,000万円の補償ということになっております。

また、運営につきましては公正で中立的な第三者機関ということで、財団法人日本医療機能評価機構というところが行うことになっておりますが、保険の仕組みにつきましては民間の損害保険の仕組みを使うということになっております。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第82号 京丹波町国民健康保険診療所及び歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

先ほどの議案第79号 京丹波町病院事業条例と関連するところでございますが、質美診療所を病院の附属診療所とすることに伴いまして、本条例の対象から外すこととあわせ、同じ国保直診としての一体性の観点から名称の統一を図るため、和知診療所、和知歯科診療所についても名称の一部を変更するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第2条の表において質美診療所の欄を削り、和知診療所、和知歯科診療所の名称をそれぞれ国保京丹波町和知診療所、国保京丹波町和知歯科診療所に改めることとし、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第83号 平成20年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、補正前の額104億4,890万円から1億510万円を減額させていただくものでございまして、補正後の額を103億4,380万円とさせていた

だくものでございます。

ページを少しめくっていただきまして7ページ、第2表からの地方債の補正でございますが、これにつきましては最終9ページに合計額を記載いたしております。全体では1億4,000万の減額となりまして、それぞれに現在の事業の確定、あるいは進捗状況を勘案して、減額をさせていただいたものでございまして、補正後の地方債の限度額を10億9,170万円とさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書により説明を申し上げたいと思いますが、14ページの歳出からご説明を申し上げさせていただきます。

まず、総務管理費の一般管理費の関係でございますが、この中で電子入札のシステム導入事業ということで104万3,000円を減額させていただいておりますけれども、これは減額とあわせて予算の組み替えをお願いいたしております。これに関連する費目といたしましては委託料の通信環境作業委託料、これが110万円。それから使用料及び賃借料は253万3,000円の減額とさせていただいたものの工事請負費に30万円、それから備品購入費に30万円等の組み替えをお願いいたしております。

この電子入札に係りましてのシステム導入の考え方につきましては、国あるいは京都府と同様に、財団法人日本建設情報総合センター、それから財団法人港湾空港建設技術サービスセンターが共同開発いたしました電子入札コアシステムの導入を行うことといたしております。本年度については、そういった部分での初期導入費用、あるいは業者さんに対する説明会、実証実験、それからシステム用のパソコン等の購入を行うことといたしております。

実際の稼働につきましては平成21年度から一定規模の工事、測量等の委託業務等を行うことといたしておりますが、業者さんの習熟度の問題も含めて最終的に、すべて完全実施については段階を追いまして、平成24年度から実施するという予定にいたしておるところでございます。

以下の各費目につきましては、それぞれ精査により調整をさせていただいたところがございます。

ページをめくっていただきまして16ページでございますが、上段の負担金補助及び交付金に191万1,000円を追加させていただいております。府・市町村共同開発システム運用負担金でございますが、これにつきましては京都府、それから府内全市町村で、この税の共同徴収システム、これの開発を進めておるところでございますが、これにかかります本町の負担金ということで、全体事業費が7,222万2,000円の本町の負担率が2.72%となっております。これに基づく負担金を計上させていただいたところでございます。

す。

それから少し飛びますが17ページの下段、障害者福祉費の関係でございます。

委託料の日中一時支援事業委託料ということで258万6,000円を追加させていただいております。これにつきましては障害者の活動の場、あるいは日常訓練等の支援を行う、それから家族の方の介護の休憩、こういったものを支援するというで措置させていただいておりますが、当初17人の予定ということで予算化をさせていただいたところ、現状では21人ということに4人の増ということがございまして、そういったことも含めての追加をお願いするものでございます。

それから、次のページの扶助費の障害者自立支援給付費に1,558万4,000円の追加をお願いいたしております。これにつきましては3つの大項目の今回の追加でございまして、一つは、利用者増に伴います福祉サービス分として1,160万5,000円、それから特別対策事業分ということで送迎サービスの利用者の増とか、それから施設の経営安定化分ということで355万5,000円、それから新規事業分ということで障害者の送迎サービスに伴います原油高、こういったものに対応した分、それからグループホーム等の開設運営事業分ということで42万4,000円という事の追加を内訳といたしましてはお願いをしておるところでございます。

それから、その下段の償還金利子及び割引料304万4,000円の関係でございますが、国・府支出金等の返還金ということで記載をいたしております。これにつきましては19年度の自立支援給付費の国庫負担金322万4,000円等を主なものとする返還金でございます。

それから19ページの保育所費の関係でございますが、下段のところには備品購入費300万を新たに追加をお願いいたしております。一般備品ということで記載をいたしておりますが、これにつきましては各3保育所の体験交流、あるいは遊具、体験交流のスペースとしての遊具の購入を行おうとするものでございます。なお、この300万円の財源につきましては京都府の地域生活支援体制整備事業の財源を活用させていただいているところでございます。

それから少しページが飛びますが、21ページの農業費の関係でございます。

農業振興費の負担金補助及び交付金でございます。それぞれ事業の確定、あるいは進捗状況によって補正をお願いいたしておりますが、一番下段の京の黒大豆・小豆等産地づくり事業補助金に新たに追加をさせていただくものとして、そばの色彩選別機事業費は280万円、これの京都府と本町の補助率合わせまして60%でございますが、これに伴う追加をお願い

いたしております。補助額としては168万円でございますが、事業主体は瑞穂農業公社に対する助成でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、22ページから23ページにかけての農村情報整備事業費、有線テレビ拡張整備事業の関係でございます。工事請負費に1億2,446万5,000円と大幅な減額をお願いいたしておるところでございますが、当初それから9月の補正でこの工事請負費は5億1,720万円を計上させていただいたところでございます。伝送路が入札の結果3億2,214万円、それから送出設備の事業が入札の結果6,919万5,000円と、それぞれ落札率は62.9あるいは66.2%という低い額での落札となったところございまして、これに伴う入札残についての予算を減額させていただくものでございます。

それから、林業費の林業振興費の報償費520万円の追加でございます。有害鳥獣の駆除報償金ということでお願いをいたしておりますが、特に、イノシシの捕獲が前年度と比べまして、19年度の実績では141頭となっておりますわけでございますが、既に20年度は前期分で160頭の駆除がなされております。したがって、1年間で310頭余りを見込んだ上での補正ということでお願いいたしております。そのほかシカ等も若干の増加も見込んでおるとい内容になっておるところでございますが、主なものはイノシシの増加分ということでございます。

それから、24ページの下段の道路橋梁費の道路維持費の関係でございますが、道路修繕工事分に587万1,000円の追加をいたしております。町内におきます7路線の追加修繕を見積もって計上をさせていただいたものでございます。

それから、その下段の交通安全施設整備工事60万円の追加でございますが、これにつきましても町内3カ所におけるカーブミラー、それから視線誘導、ガードレール等の設置を行おうとするものでございます。

なお、25ページの道路新設改良費の工事請負費の減額、それから河川費の水資源開発対策費の負担金補助及び交付金の減額につきましては、現状の推移により決算見込みを見積もった上での減額とさせていただいたところでございます。

それから次に、26ページの消防費の関係でございますが、消防施設費に負担金補助及び交付金ということで3,507万6,000円を計上を新たにさせていただきました。町長からの提案説明があったところでございますが、この補助金の助成につきましては事業主体を区の事業ということで、火災警報機の数1軒当たり2個を限度として購入の助成制度を設けることといたしております。今考えております補助率については10分の10以内とい

うことで、設置の促進を図りたいというふうに考えております。予算に見積もりました3,507万6,000円の積算の根拠といたしましては、警報機単価を1個3,000円ということで、掛ける2個の5,846世帯分を見積もったところでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、28ページの中学校費の学校管理費の関係でございますが、中学校の施設の耐震改修事業の関係でございますが、委託料に356万円を計上させていただきます。これにつきましては瑞穂中学校の耐震診断の委託料でございます。

それから、少しページが飛びますが、31ページの文化財保護費の関係でございます。負担金補助及び交付金に28万6,000円の追加をさせていただきます。社寺等文化資料保全補助金でございますが、丹波地区の鎌倉区、それから中畑区の文化財であります山車の修繕等に係る補助金を計上させていただいたところでございます。

それから、33ページの公債費でございますが、利子を今回1,195万円減額をさせていただきます。これにつきましては繰越事業による地方債の借入時期の変更でございますとか、繰上償還による利子負担の減少が生じたところでございます。

戻っていただきまして、歳入でございます。

3ページでございますが、今回新たに地方特例交付金で地方税等減収補てん臨時交付金、これを340万1,000円計上させていただいたところでございます。町長の提案理由にもございましたように、道路特定財源税率の失効期間中の補てんという措置分でございますし、その下の地方交付税の普通交付税につきましても、それにかかわっての特例分が措置されたということで451万2,000円を計上させていただきます。

この道路特定財源の失効期間中の影響分が本町にどれぐらいあったのかということでございますが、地方道路譲与税、自動車重量譲与税、それから自動車取得税交付金、これが1カ月分が影響を受けたということになるところでございますが、私どもの今の予算をベースにいたしました試算値では大体890万円ぐらい、一月分へこむといえますか減収になるという推計をいたしております。今回補正をさせていただきましたこの2つの臨時交付金と普通交付税を合わせますと790万1,300円ということでございまして、全額には至らないわけでございますが、ほぼ措置がなされるような形で受け取っておるところでございます。

なお、当初予算にこの暫定税率が失効しないということで、丸々1年間分を見積もって計上させていただきます。本来ですと今回の補正で、そういった見合い分も減収をさせていただきますかなければならない、減額をさせていただきますかなければならないところでございますが、本年の状況の推移を見ておりますと、原油高にかかわりますガソリンが高騰したということでの買い控え、あるいは新車販売が大幅な減少になっているということで、総額でさら

に落ち込むのではないかとこのように考えております。したがって、もう少しそういった状況を見きわめながら、こういった譲与税交付金等は年度末に数字が確定するということになっておりますので、そういった動向を十分見きわめた上で、3月補正で対応させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

そのほか一般財源の関係につきましては、11ページの基金の繰り入れということで財政調整基金335万3,000円を繰り入れて、収支のバランスを図らせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第83号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） ここで、10時45分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時30分

再開 午前 10時47分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 議案第84号 京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げたいと思います。

今から申し上げます質美診療所勘定と和知歯科診療所勘定につきましては、今年度初めての補正となりますけれども、国保特別会計でのくりとなりとなっておりますので、第2号補正として定めるものでございます。

最初に、質美診療所勘定について申し上げます。

質美診療所勘定の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に194万3,000円を追加し、補正後の額を1,988万3,000円とするものでございます。

事項別明細書の3ページをごらんください。

歳入につきましては、繰越金において、前年度繰越金194万3,000円追加するものでございます。

4ページの歳出につきましては、款1総務費の一般管理費で、臨時職員の社会保険料に係ります精査を行いました分と臨時医師賃金の増額、システム改修委託料の追加を主なものとしております。システム改修委託料につきましては、先ほど瑞穂病院への附属診療所化の条例提案をさせていただいておりますが、レセプトオンライン請求に関係しまして病院との整合性を図るためのシステム改修を予定しております。

款2医業費では、今後の所要見込みによりまして医薬材料費で148万7,000円の追

加をお願いするものでございます。

続きまして、和知診療所勘定をお願いいたします。

和知診療所勘定におきましては、歳入歳出予算の総額に307万3,000円を追加し、補正後の額を3億5,917万4,000円とするものでございます。

事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入の主なものといたしましては、款1診療収入、款2外来収入のその他の診療報酬収入において、健診等への医師派遣ができなかったための減額202万5,000円と、それに伴いまして款3繰入金で一般会計繰入金500万4,000円を追加するものでございます。

4ページの歳出につきましては、款1総務費総務管理費で診療所の手洗いの修繕及び電話工事に係ります費用を主なものといたしまして、全体で158万7,000円を追加するものでございます。

款2の医業費では、特殊浴槽の修理費と医療用消耗品の追加を主なものといたしまして、全体で148万6,000円の追加をお願いするものでございます。

最後に、和知歯科診療所勘定をお願いしたいと思います。

歯科診療所勘定におきましては、歳入歳出予算の総額から10万4,000円を減額し、補正後の額を7,092万1,000円とするものでございます。

事項別明細書の3ページをお開き願います。

歳入の主なものといたしましては、款2繰入金の一般会計繰入金165万円を減額し、款3繰越金、前年度繰越金といたしまして154万6,000円を追加するものでございます。

4ページの歳出につきましては、款1総務費一般管理費で人件費におけます負担金率の変更に伴うものと、一般管理事業では臨床研修医の受け入れが下半期の6カ月のみとなったことに伴う臨時雇用賃金の減額を主なものといたしまして、全体で130万4,000円の減額をするものでございます。

款2の医業費では主に自費診療に係ります材料費の追加110万円をお願いしております。

以上、簡単ですが、国保診療所勘定の補正予算の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 議案第85号 平成20年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,980万2,000円を追加し、総額を2億6,970万1,000円とすることをお願いするものでございます。

ご承知のとおり、本会計につきましては、後期高齢者医療制度の創設によりまして支払い月のずれによります平成20年3月診療分の支払いのほかは、月遅れ請求分などの精算を行うだけのものということになっておりますが、今回その医療給付等の見直しを行いますとともに、過年度の交付金や一般会計からの繰入金について精算を行ったものでございます。細部につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

一番最後のページの5ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1の医療諸費につきましては、医療給付費、医療費支給費等10月までの実績に基づきまして見直しを行ったものでございます。

款2の諸支出金につきましては、諸支出金の償還金利子及び割引料につきましては、前年度の府負担金と支払基金の事務費交付金の精査による返還金で59万6,000円の増額、また、繰出金の2,560万6,000円につきましては一般会計への繰り出しでございますが、これにつきましては前年度におきまして過少交付となり、一般会計で、いわば立て替えをお願いしておりました支払基金交付金と国庫負担金の精算交付分につきましては、今回一般会計に返還するというものでございます。

次に、歳入でございますが、戻りまして3ページをお願いいたします。

款1の支払基金交付金、款2の国庫支出金、款3の府支出金の各現年度分の医療費交付金、または医療費負担金につきましては、歳出におきます医療諸費の補正に伴いまして、それぞれの負担割合の応じて減額としたものでございます。

また、支払基金交付金と国庫負担金の過年度追加交付分1,505万2,000円と1,053万6,000円につきましては先ほど歳出で申し上げましたが、前年度分の精算分として計上したところでございます。

次に、4ページの一般会計繰入金の減額69万4,000円につきましては、款5の繰越金、款6の諸収入を実績に合わせて計上しました後、収支バランスを図ったというものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） それでは、議案第86号 平成20年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定において歳入歳出それぞれ3,275万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億2,729万4,000円とするものです。

以降、事項別明細書でのご説明とさせていただきます。

まず、歳出の方からご説明をさせていただきます。5ページをお願いいたします。

款の1総務費についてでございますが、平成21年度からの国の新たな介護保険認定ソフトに対応するため、現行ウィンドウズ2000のパソコンをXP以降のモデルに更新させていただくもので、備品購入費として23万3,000円を追加させていただくものです。

続きまして、款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費についてでございます。目の1居宅介護サービス給付費では、短期入所や通所リハビリテーションの利用件数が増となるなどによりまして、1,834万1,000円の増額をお願いするものでございます。

目の2地域密着型介護サービス給付費では、836万円を追加させていただくもので、これにつきましてはグループホームの分でございます。入所者が2名増となっております。その他居宅介護福祉用具購入費、住宅改修費、介護サービス計画給付費につきましても、それぞれ利用件数の増によりまして追加をお願いするものでございます。介護サービス等諸費といたしましては3,119万9,000円の増額とさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

項の2、介護予防サービス等諸費につきましては、予防訪問介護、予防通所介護、予防短期入所など、すべてのサービスで利用者増の傾向が見られるため、685万8,000円の追加をお願いするものです。介護予防サービス事業といたしましては、前年度比11.2%の増を見越しております。

以上、項の3その他諸費も含めまして保険給付費全体で3,824万円の増額とさせていただきます。

款の4地域支援事業費につきましては、配食サービス、食材用冷蔵庫の修理に対する食の自立支援事業補助金や地域支援事業に係る事務費など49万2,000円の追加をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

下段の方からですが、款の7諸支出金につきましては介護給付費に係ります京都府への返還金でございます。

款の5基金積立金についてでございます。これら歳出補正に充当する一般財源分といたしまして補正第1号で、年度末までは流動的な部分として一たん基金積立金として予算化させていただきました1,218万8,000円のうちから638万2,000円を減額させていただくものでございます。

続きまして、歳入、ページを戻っていただきまして3ページからでございます。

歳入につきましては、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の増額によりまして、そのルール分としての支出金等をそれぞれ追加させていただくものでございます。

款の3国庫支出金につきましては、国庫負担金と国庫補助金合わせまして1,090万6,000円の追加。

款の4支払基金交付金につきましては1,185万4,000円、保険給付費の31%でございます。

款の5府支出金につきましては、府補助金と府負担金合わせまして487万9,000円の追加をお願いするものです。

款の7繰入金につきましては、保険給付費の12.5%、地域支援事業費の20.25%及び事務費部分として23万3,000円、合わせまして511万2,000円を一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 議案第87号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第3号）につきましては、補正前の額14億2,595万4,000円に453万1,000円を追加し、補正後の額を14億3,048万5,000円とさせていただきます。

先に歳入の補正額につきまして、ご説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをごらんください。

2款使用料及び手数料で、水道使用料の現年度分としまして和知簡易水道の35立方メートルを超える使用料で、これまでに承諾書をいただきました501軒のうち、対象となります額46万1,000円を水道使用料から減じるものであります。また、過年度使用料分では、先ほど説明しました和知地区に係ります使用料2,000円の減額を含めまして、既に収納しております額と議決予算額との差額186万円を追加するものであります。

次に、5款財産収入のうち、基金預金利子につきましては、水道事業基金等の利息の収入見込み額を計上しております。この利息額につきましては、歳出におきまして積立金として予算計上をいたしているところでございます。

次に、事項別明細書4ページの8款諸収入、消費税還付金につきましては算定の結果、納付する必要が生じたので、還付金につきましては全額減額としているところでございま

す。

同じく諸収入、雑入につきましては、和知簡易水道の35立方メートルを超える使用料のうち、平成19年度までに収入した額で新たに承諾書をいただきました16件分のうち、対象となります額及び2款使用料で減額しました額を運営協力金として予算計上しております。

次に、歳出の補正額の主なものについてご説明させていただきます。

事項別明細書5ページをごらんください。

1款水道管理費の13節委託料におきまして、京都縦貫自動車道工事関連水道管移設工事に伴います設計委託料としまして360万円を新たに計上するものですが、議決予算額の精査により、その不足額145万8,000円を予算計上いたしております。

15節工事請負費におきましては、グリーンハイツ取水ポンプの故障に伴い、取り替え工事に係る事業費250万円を新たに計上するとともに、水道事業におきまして議決予算額の精査により189万4,000円減額し、不足分の60万6,000円を今回予算計上いたしております。

23節償還金利子及び割引料では、国・府支出金等返還金としまして、平成17年度に工事発注いたしました和知簡易水道改良工事、第4工区におきまして工事の遅延が明らかとなり、本年10月に遅延工事分を除く補助金の事業実績報告を国及び府に行ったところですが、これに伴いまして国庫補助金並びに府補助金を返還する必要が生じておりますので、その必要額を今回計上いたしております。

同じく、23節償還金利子及び割引料に使用料返還金としまして和知簡易水道使用料のうち、対象となります額6万8,000円を計上しております。

次に、3款公債費の元金についてですが、先ほど申し上げました国・府補助金の返還に伴い、遅延工事分に充当されました地方債につきまして繰上償還をするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長

○企画情報課長（岩崎弘一君） 続きまして、議案第88号でございますが、平成20年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を説明させていただきます。

今回お願いする予算につきましては、歳入歳出それぞれ16万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を1億1,798万3,000円とすることをお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入予算から説明をさせていただきます。

予算説明資料の3ページでございますけれども、1款のまず、事業収入1節の運賃収入でございますが、一般運賃の本年度の前期の実績を昨年度と比較いたしますと、対前年比で91.3%となっております。これにつきまして9月の時点でも補正をさせていただいておりますが、その9月時点では対前年度87.7%と見込んでおりましたけれども、若干上方修正をすることといたしまして、定期券分も含めまして今後の動向を予測する中で、35万4,000円の増額をお願いしております。

同じく、2節の受託収入につきましては、現時点におきます小中学校児童生徒の利用状況を勘案いたしまして、9万4,000円の減額といたしております。

次に、4款の繰入金の関係でございますが、一般会計繰入金でございますけれども、このたびの補正による歳入総額が増加いたしましたことによりまして、11万7,000円の減額をお願いいたしております。

6款の諸収入、雑入でございますが、これにつきましては10月1日の車検切れをもちまして、自家用バス1台を廃車といたしました。これにかかわります自動車損害共済の途中解約によります返戻金といたしまして2万4,000円を計上いたしております。

次に、4ページの歳出でございますけれども、運行事業費のうち、運行一般事業費として総額で137万9,000円の追加につきましては、内容的にはタイヤの購入費でございますとか、それからバスの車検等の修繕料、また、低価格傾向となっておりますバスの燃料費の見直し、そして施設備品といたしましてバス運転手の、バスの運行の合間、一息入れる、あるいは、くつろげるスペースといたしまして運転手用控室用のハウスの購入をお願いしております。ハウスにつきましては工事の現場などでよく見かけます、ああした簡易な据え置き型のものでございまして、面積的には3坪程度のものを考えさせていただいております。

そして、自家用バスの管理事業といたしまして42万4,000円の減額をいたしておりますけれども、これにつきましては、このたび新車を購入いたしましたけれども、バス1台を今回は廃車をいたすということでございまして、維持管理経費の全般にわたりまして見直しと減額をいたしております。

そして、嘱託職員等人件費の78万5,000円の減額につきましては、嘱託職員の本年度の時間外賃金見合い分でございますけれども、執行状況を勘案いたしまして補正をいたしておるところでございます。

それから、2款の公債費の利子につきましては、平成19年度に係ります1件の起債前借りの関係の利子でございまして、この部分については過疎債を充当させていただいておりますけれども、本町全体の過疎債の借入状況からの分ということで、3,000円の減額とい

うことで全体の割り当てといたしますか、930万円借りたわけでございますが、その部分の案分の変更ということで3,000円の減額を行っておるところでございます。

以上、議案第88号の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

《日程第23、発委第11号 農林水産試験研究機関のあり方（案）に関する意見書》

○議長（岡本 勇君） 日程第23、発委第11号 農林水産試験研究機関のあり方（案）に関する意見書を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

長澤議会事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君）

それでは、朗読をさせていただきます。

発委第11号 平成20年12月8日

京丹波町議会議長 岡本 勇様

提出者 産業建設常任委員会委員長 畠中 勉

農林水産試験研究機関のあり方（案）に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

農林水産試験研究機関のあり方（案）に関する意見書

京都府では有識者から成る京都府農林水産試験研究機関のあり方検討会において検討された報告書を踏まえて、農林水産試験研究機関のあり方（案）が取りまとめられ、先般、府民への意見を募集されたところである。その中で全体が（仮称）京都府農林水産技術センターとして組織的に統合される中で、林業試験場については森林環境部として森林部門と環境部門のみが残される内容となっている。

当該施設は昭和44年に設置され39年間に及ぶ歴史の中で、和知地域をはじめ府下の森林保全・環境に関する研究、松くい虫対策、有害鳥獣の調査・研究など山林所有者や、中でも数多くの生産森林組合と各方面から親しまれ、指導も含めて施設の存在自体が林業意欲を喚起するなど大きな役割を担ってきた。

町の面積のうち森林が82%を占める我が町であるが、近年、木材価格の低迷や高齢化が進む中で、山林に対する意識の低下が叫ばれており、農林水産試験研究機関のあり方（案）についての内容は、府が重点取り組みとされる現地現場主義から乖離しており、実質的な研

究機能や住民サービスの低下が地域住民の不信を招きかねないことも事実である。

したがって、今後も住民から真に必要とされている林業試験場の機能・充実・強化を求め、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 林業試験場における森林研究環境部門について、京都府内での研究拠点として将来にわたり存続させるとともに、残されている研究や課題解消など林業振興のため一層研究体制を強化すること。

2. 地球温暖化や環境問題と情勢変化に的確に対応し、これまで以上に地域住民に親しまれる林業試験場として、木材利用推進等における助言や指導体制の強化をより一層図ること。

3. 間伐や製材の木くず等を利用した木質ペレットのバイオマス燃料、マツタケやハタケシメジなどキノコ栽培の技術開発及び普及拡大への研究の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月8日

京丹波町議会議長 岡本 勇

京都府知事 山田啓二様

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 本件について産業建設常任委員会 畠中委員長より説明を求めます。
委員長。

○産業建設常任委員会委員長（畠中 勉君） それでは、ただいま提案のありました意見書につきまして経過説明等を行います。

本意見書につきましては、11月4日に和知町地区の区長会長はじめ要望が出されました。それにつきまして該当委員会へ付託するという事で、産業建設常任委員会の方で3回にわたりまして検討を重ねてまいりました。その結果につきましては、ただいま朗読していただいたとおりの意見書を提出するという事になりました。

京都府の農林水産試験場のあり方につきましては縮小していくということで、和知の林業試験場がその対象になり、亀岡の農総研へ吸収するというような方法がなされてまいったところでございます。

これにつきまして林業の大切さ、そういうものにつきましては世界的な見地から環境問題や地球温暖化、気象状況、幅広い働きがあるということで見直しがされておる中で、京都府については、それを縮小するという事については理解ができないということで、ただいまのことになっておりますし、さらに、林業としてのなりわいとしての林業のあり方につきま

しても大変なところではございますが、さらなる研究を重ねていただきながら、林業のあり方を再度検討していただきたいというふうなことであげていくことにしております。

以上の点、どうか賛同していただきまして、京都府会のただいま開会中でございますが、その府会に向かって行動を起こしていきたいと思っておりますので、どうかご賛同を願いたい。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

11番、室田君。

○11番（室田隆一郎君） 今初めてこの要望書を見せていただいたわけですがけれども、この意見募集の要項というところの、具体的にどのような意見募集をされたのか、具体的に説明をしていただきたいと思います。

それから、この3番目の要望書が存続を前提とした要望であるはずでありますのに、完全移行となった場合と、こういうように言及をされておりますけれども、やはり暗に完全移行となった場合ということを、その改革を一部是認しておるといような文言になっておりますが、あくまでもこれは要望書であるならば、この3番のやはり縮小でなく、完全移行となった場合というようなことは、これはもう削除した方が要望書として、よりインパクトが強いんじゃないかと、このように思うんですけど、この辺について提案者の説明を求めます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今ちょっと室田議員から出ているのは議会へ出とる要望書のことを言うてはるのかいな。要望書を受けて、意見書を出したいということで今提案してもらっているのですが。委員会で私も議論した一人として、今指摘あったように、区長会からはほんまにちょっとあいまいな。完全移行になった場合とかいうのあったので、そんなことを言うたのではなくて、やっぱり絶対に存続だという意味で意見書をつくらんとあかんということで、意見書（案）でそういう文言が一つも入ってへんということです。要望書を受けて、議会としての意見を出すんやから。

○議長（岡本 勇君） 11番、室田君。

○11番（室田隆一郎君） 要望書についての、この内容についてちょっと質問したんです。内容についての質問、要望書の内容について。

○議長（岡本 勇君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時25分

再開 午前 11時26分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、室田君。

○11番（室田隆一郎君） ただいまの発言は一応取り消しということでよろしくお願ひします。

○議長（岡本 勇君） 失礼しました。10番と違って11番の室田議員でございます。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私が委員会の所属の委員でございますので、当然この意見書については賛同しとるんですが、提出先の問題なんですが、京都府知事あてということになつとるんですが、京都府議会に向かっても意見書を出すべきではないかという意見も申し上げておったんですが、国やったら国の議長にも出したりするんですが、京都府の議長あてには出せないのかどうかというのが1点と、それが法律上無理というのなら議会として、この要望書を議長あてに出すということも必要やと。知事は知事やし、議会へも出しとかんとやね、審議していただくのは議会ですので、要望を出すという立場で意見書が出せないというなら要望書でも出すという形で、ぜひ確認していただきたいなあというように、その辺についての提案者の意見についても見解を聞いておきたいと思ひます。

○議長（岡本 勇君） 長澤議会事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは失礼いたします。先ほどの山田議員さんからのご質問でございますが、この意見書といひますのは、そちらにも意見書にも書いておられますとおり地方自治法の第99条の規定により意見書を提出するということになっておりました、この条文からいきますと国なり地方公共団体に対して意見書を出すという規定になっております。ただ、議会につきましては、そういった団体に所属しておりませんので、意見書という形で議会に出すことは地方自治法上無理やということでございますので、今、議員さんがおっしゃったように京都府知事さんの方ももちろんでございますが、議会の方につきましても知事部局にこういったものを提出したというような形で、よろしくお願ひしますというようなことで明日持参をする予定をしておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 意見書が無理というのなら、その決議ね、そういうものやったら決議したといひるのは持つていけるというふうに思ひるので、やはり強い意思を議会にも示して、京都府の議会にも出すという形をぜひお願ひしておきたいなあ。知事にも意見書出したと、決議は府議会に出したというような、そういうやっぱり取り組みを示さんとやね。知事へ出

しときましたというだけではね、やっぱり議会の意思をしっかりと、京都府の議会へも意思を示すという、こういう形をぜひやっていただきたいなあと思うので、ちょっと別に意見書を決議に直して提案して、ぜひこの際、審議をしていただきたいなあと思うんですが、どうぞよろしくお願いします。

○議長（岡本 勇君） 長澤議会事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） ただいまのご質問でございますが、京都府の議会の方の事務局とも調整するなり、あと町村議長会の方とも調整を図る上で、今おっしゃったようなことを含んだ、どういった項目というか、意見書という形ではないんですが要望書になるか、ちょっとそういった文言は後で考えるということで、ご了承いただけたらうれしいんですが、そういった形で議会の方にも地元の府議さんもいらっしゃいますので、そういった方のお力添えをいただいて、そういう意思を表明していきたいというふうに事務局の方では考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 論争する必要は何もないので、要するに議会の意思をしっかりと伝えていただくと、住民の声やから、そういうことが一番基本なので、一番決議がええなと思ったんですけども、どうしてもそれが無理というならば、この意見書を知事に出したということではなしに、要望書というのをしっかりと京都府議会の議長あてに京丹波の議会として議長名で要望書もつけて、京都府にもこういうのを出しましたよという形で添付して出すという、ちょっとはっきりそういうように要望書も出すというのであれば要望書を出すというように、ひとつそういう取り組みをぜひお願いしておきたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに質問はございませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発委第11号を採決いたします。

発委第11号 農林水産試験研究機関のあり方（案）に関する意見書、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発委第11号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 11時32分